

令和5・6年度

建設関連業務競争入札参加資格審査

申請の手引き

【中間年申請用】

宮古市総務部契約管財課

目次

I 資格審査申請の手続きについて	P1
1 概要	P1
2 申請の資格について	P1
3 資格の喪失及び取消し	P2
4 提出期間以降の申請について	P2
5 資格審査の方法	P2
6 資格者名簿の有効期間	P2
7 資格者名簿の公開	P3
8 申請手続きの流れ	P3
9 資格審査申請基準日	P3
10 提出書類及び提出方法等	P4
11 その他.....	P6
II 申請書類の作成について	P7
別表1 有資格技術者一覧表	P31
別表2 資格確認書類一覧表	P35
申請書類提出チェックリスト	P37

I 資格審査申請の手続きについて

1 概要

宮古市では、建設関連業務を次に掲げるとおり区分しており、これらの業務の委託契約に係る競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

業種	業務
測量	地上測量 地図の調整 航空測量
建築関係建設 コンサルタント	意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査一般
土木関係建設 コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造物及びコンクリート 河川、砂防及び海岸 電力土木 道路 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設機械 造園 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 港湾及び空港 建設環境 水産土木 電気・電子 交通量解析 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般 市場調査
地質調査	地質調査
補償関係 コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定

2 申請の資格について

(1) 業種に係る申請要件

次の業種にあつては、それぞれに定める登録を受けている必要があります。

① 測量

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録

② 建築関係建設コンサルタント

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

③ 補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録

(2) 業務に係る申請要件

申請業務ごとに、以下の①及び②の要件を満たす必要があります。

ただし、次の業務については、業務にあたり資格が不要なため、当該業務に係る実績を有している者が在席していること。

建築関係コンサルタント：調査一般

土木関係コンサルタント：交通量解析・電算関係・計算業務・資料等整理・施工管理・調査一般・市場調査

① 別表1「有資格技術者一覧表」（P32～P35）の右欄に掲げる資格等を有する技術者が令和6年1月1日現在において在籍していること。

② 当該業務に係る技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有していること。

(3) 申請者の欠格事項

次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であつて契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）

② 宮古市の市税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税（以下「市税等」という。）を滞納している者

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ④ 「市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程」（平成20年宮古市告示第110号）第9条第1項の規定に基づく資格の取消を受けた者で、その期間を経過していない者

3 資格の喪失及び取消し

(1) 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となった場合（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）
- ② 法令の規定により業務に関する登録を抹消された場合

(2) 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格が取り消されることがあります。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした場合
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- ⑥ 前各号のいずれかに規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合
- ⑦ 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると市長が認めた場合
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。

4 提出期間以降の申請について

資格者名簿への登録を希望する方のうち、下記の条件を満たす方は、随時、申請することができます。

- (1) 資格者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- (2) I 3(1)②に該当するとして資格を失った後、新たに法令の規定による登録を受けた場合
- (3) I 3(2)に該当するとして資格を取り消され、当該取り消された資格に係る資格者名簿の有効期間が満了した場合

5 資格審査の方法

資格審査は業種及び業務ごとに行っており、申請の要件に適合すると認められた方については、「令和5・6年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）」に登録します。

6 資格者名簿の有効期間

資格者名簿の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間の予定です。

7 資格者名簿の公開

資格者名簿は、令和6年7月上旬頃から宮古市ホームページに掲載します。また、総務部契約管財課内でも閲覧できます。

8 申請手続きの流れ

本番年申請の事務の流れは、以下のとおりです。

- (1) 申請書類の提出期間及び受付時間（申請者⇒市）

令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、土日祝日は除きます。

- ・提出書類及び提出方法等

I-10 提出書類及び提出方法等（P4）を確認の上、下記の部署（受付場所）に郵送又は直接持参し申請してください。

（郵送の場合は、提出期間内に必着）

受付部署	宮古市総務部契約管財課
受付住所	岩手県宮古市宮町一丁目1番30号 郵便番号 027-8501
担当	契約管財課 契約検査係
問合せ先	直通0193-68-9070 代表0193-62-2111内線（3511）



- (2) 資格審査結果の通知（市⇒申請者）

資格審査の結果は、令和6年6月下旬頃（予定）に文書で通知します。

通知書は直ちに確認するとともに、名簿有効期間中紛失しないよう大切に保管してください。



- (3) 名簿に登載

名簿登載は、令和6年7月1日です。

9 資格審査申請基準日

資格審査申請基準日は、令和6年1月1日です。

10 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

ファイルに綴じるもの（以下の表の番号順に綴じ込み。様式は市HPでダウンロード可能）

番号	提出書類	○：必須 △：該当者	解説 P	注意事項
1	申請書(様式第1号)	○	7	
2	委任状(様式第1号(その2))	△	9	委任先を指定する場合提出
3	印鑑証明書(写し可)	○	-	申請日前3ヶ月以内
4	使用印鑑届	○	10	
5	申請書(様式第1号(その3))	○	11	
6	〃(様式第1号(その4))	○	14	
7	営業に関する登録証明書の写し	○	16	申請日前3ヶ月以内
8	直前2年の実績高表(様式第2号)	○	16	申請時決算金額が確定していない場合読み替え規定有
9	計算書類(令和4年及び令和5年に決算日の到来した各事業年度)		17	確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等
	(1) 貸借対照表	△法人		
	(2) 損益計算書			
	(3) 株主資本等変動計算書			
	(4) 個別注記表			
	(5) 収支計算に関する書類	△個人		
10	業種ごとの提出書類 測量法第55条の8の規定による書類、 建設コンサルタント登録規定による現況報告書 地質調査業者登録規定による現況報告書 補償コンサルタント登録規定による現況報告書		△	-
	(1) 測量法による登録 測量法第55条の8の規定による書類のうち、次の書類の写し ① 「測量法第55条の8の規定に基づく書類」 ② 「損益計算書」(直前2年分) ③ 「添付書類(ホ) 使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」(直前1年分)			
	(2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に定める登録 建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ① 「イ 建設コンサルタント現況報告書」 ② 「ハ 直前1年の営業収入金額」(直前2年分) ③ 「ニ 使用人数」(直前1年分) ④ 「ホ 技術管理者」(直前1年分) ⑤ 「へ 技術士等一覧表」(直前1年分) ⑥ 「ト 財務事項一覧表」(直前1年分)			
(3) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に定める登録 地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ① 「イ 地質調査業者現況報告書」 ② 「ハ 直前1年の営業収入金額」(直前2年分) ③ 「ニ 使用人数」(直前1年分) ④ 「ホ 技術管理者、現場管理者」(直前1年分) ⑤ 「へ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」(直前1年分) ⑥ 「へ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」(直前1年分) ⑦ 「ト 財務事項一覧表」(直前1年分)				

番号	提出書類	○：必須 △：該当者	解説 P	注意事項
10	(4) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に定める登録 補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ① 「イ 補償コンサルタント現況報告書」 ② 「ハ 直前1年の営業収入金額」（直前2年分） ③ 「ニ 使用人数」（直前1年分） ④ 「ホ 財務事項一覧表」（直前1年分）の写し			
11	技術者の資格を確認できる書類 ただし、上記10の書類の提出により、資格を確認できる技術者については、提出を省略することができます。	○	35	別表2を確認 ※県外または県内に本店を有する方で宮古市内に営業所等を有する方は、当該営業所等に在籍する技術者すべての資格者証等の写しも提出すること
12	営業経歴書（様式第3号）	○	18	
13	登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）【写し可】	○	18	申請日前3ヶ月以内
14	納税証明書 (1) 【必須】 国税に係る証明書【写し可】 法人：その3の3 個人：その3の2	○	19	申請日前3ヶ月以内 ※新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の原本（写し可）
	(2) 【宮古市に納税義務のある者は必ず提出】 市税に係る証明書【写し可】 法人市民税 固定資産税（令和4年度・令和5年度分）	△市内に営業所等を有する者		令和6年1月22日以降に発行されたものに限る
15	技術者経歴書（様式第4号）	○	19	
16	申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第5号） 次の業務については作成不要（ただし、様式第4号及び第6号は作成必要となります。） (1) 建築関係建設コンサルタント： 調査一般 (2) 土木関係建設コンサルタント： 交通量解析 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般及び市場調査	○	20	本様式の「申請業務に係る保有資格等名」欄に実務経験〇年以上と記入した場合は、岩手県知事名で発行の「2022・2023年度建設関連業務指名競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付すること
17	申請業務に係る業務実績書（様式第6号）	○	21	
18	県内営業所一覧表（様式第7号）	△県内業者又は県内に営業所等を有する者	22	技術者が1名以上常駐し、1年以上の営業実績がある岩手県内の営業所に限る
	法人・個人の事業開始等申告書の写し又は営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類		22	登記されている営業所については提出不要
19	県内技術者一覧表（様式第8号（その1）、（その2）、（その3））	△県内業者又は県内に営業所等を有する者	23	

番号	提出書類	○：必須 △：該当者	解説 P	注意事項
20	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第9号）	○	27	
21	資本関係・人的関係調書（様式第10号）	○	29	記載要領参照のこと。
22	I S O 認証取得証明書	△	27	国際標準化機構が定めたIS09001又はIS01400を認証取得している場合に限る

ファイルに綴じないもの

番号	提出書類	○：必須 △：該当者	解説 P	注意事項
23	申請書類提出チェックリスト	○	37	
24	あて先を明記した返信用封筒 （審査結果通知用） ※申請書類の受領書を送付希望の場合は、受領証返送用封筒としてもう一通（計2通）を提出	○	-	長3号、84円分の郵便切手を貼り付けたもの 受領証の送付を希望する場合は、受領証送付用封筒として <u>もう1通</u> を提出すること。

(2) 提出方法等

- ・ **提出部数は1部**です。
複数の業種を申請しようとする場合も、業種ごとに申請するのではなく、まとめて申請してください。
- ・ 申請書類は、「I-10 提出書類及び提出方法等（1）提出書類」の番号順にA4版ファイル（色は任意）に綴じ込みのうえ、表紙及び背表紙に「商号又は名称」を記入してください。ただし、申請書類提出チェックリスト及び返信用封筒は綴じ込まないでください。
- ・ 技術者の資格の確認資料や計算書類など枚数の多い書類については、申請内容が確認できる程度に集約コピー又は両面コピーとしてください。

11 その他

申請書類に不備が多数あるものは、受け付けません。また、申請書類に不足があった際には、審査の対象外となりますので、この資料及び申請書類チェックリストにより提出書類を確認のうえ、申請してください。

Ⅱ 申請書類の作成について

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

- (1) 「受付番号」欄
記入しないでください。
- (2) 「住所欄」
「丁目」、「番」等については、「- (ハイフン)」でつないで、「宮古市宮町1-1-30」のように記入してください。
- (3) 「商号及び名称」欄
ふりがなを忘れず記入してください。
- (4) 「代表者氏名」欄
法人の場合は、代表者の職名を忘れないでください。姓と名の間は1字空けず、詰めて記入してください。
- (5) 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄
市外局番から記入し、「0193-62-2111」のように「- (ハイフン)」でつないでください。
- (6) 「登録を受けている事業」欄
測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を行っている場合に記入してください。
- (7) 「委任先」欄
支店、営業所等の長に委任する場合に記入してください。

※1 委任先を指定する場合は、使用印鑑届（任意様式）及び委任状（様式第1号（その2））も提出してください。

※2 委任先を岩手県内又は市内の営業所等にする場合は、委任先の営業所等が1年以上の営業実績を有することを証明する書類（納税証明書、法人の事業開始等申告書等）を添付してください。（写し可）
- (8) 「申請事務担当者」欄
申請書の作成を担当され、申請内容を説明できる方の所属、氏名及び電話番号を記入してください。

記載例（様式第1号）

様式第1号

受付番号

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書

令和 6年 2月 27日

宮古市長 様

申請者 郵便番号 027-8501
 住 所 東京都千代田区〇町〇〇-〇
 (ふりがな) みやここんさるたんと
 商号又は名称 株式会社宮古コンサルタント
 代表者職氏名 代表取締役 宮古一郎
 電話番号 0193-62-2111 FAX番号 0193-63-9123

貴市所管に係る建設関連業務の委託契約の相手方となりたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この建設関連業務競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、この資格審査申請及び資格者確認の有効期間において市長又は上下水道事業管理者が必要と認めるときは、市税の納入状況を調査することに同意します。

登録を受けている事業

測量業者	第 1 2 3 号	建築士事務所	第 4 5 6 号
	平成20年10月20日登録		平成20年10月20日登録
不動産鑑定業者	第 号	建設コンサルタント 登録	第 7 8 9 号
	年 月 日登録		平成20年6月15日登録
地質調査業者登録	第 号	補償コンサルタント 登録	第 1 0 1 号
	年 月 日登録		平成20年10月20日登録

委任先

委任先名称	宮古コンサルタント宮古営業所		
郵便番号	027-8501	所在地	岩手県宮古市宮町1-1-30
電話番号	0193-62-2111	FAX 番号	0193-63-9123

申請事務担当者

部課名 営業部 担当者氏名 宮古 次郎 電話番号 03-1234-5678
 FAX番号 03-1234-7890

記載例（様式第1号（その2））

様式第1号（その2）

令和 6年 2月27日

宮古市長あて

住 所 東京都北区●●3-5-1
商号又は名称 ○○コンサルタント㈱
代表者職氏名 代表取締役 ▲▲ ▲



委 任 状

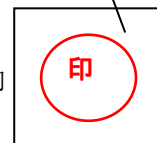
私は、下記により代理人を定め、権限を委任します。

記

受任者が使用する印
を押印してください

1 代理人 住 所 岩手県盛岡市内丸0番0号
営業所等名 ○○コンサルタント㈱岩手支店
職・氏 名 支店長 □□ □□

使用印



2 委任期間 令和 6年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日 まで

3 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する事。
- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約金、契約保証金、前払金の請求及び受領に関する事。
- (4) 復代理人の選任に関する事。
- (5) その他契約処理に関する事。

注1 委任する場合は、上記委任事項のすべてを委任してください。一部を委任することは認めません。

2 委任期間は、1年間としてください。

3 人事異動等で受任者の変更があった場合は、変更後の年間委任状を提出してください。また、変更後の年間委任状の委任期間は、前任者の残任期間としてください。

使用印鑑届

令和 年 月 日

宮古市長あて

住 所 東京都北区●●3-5-1

商号又は名称 ○○コンサルタント(株)

代表者職氏名 代表取締役 ▲▲ ▲

実印

私は、下記の印鑑を宮古市との入札（見積）、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用したいのでお届けします。

記

使 用 印 (代表者印又は受任者印)
印

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書(様式第1号(その3))

1 申請者情報

(1) 「申請業種」欄

希望する業種名の左空欄に○印を付けてください。

(2) 「直前2箇年の年間平均実績高」欄

- ① 希望する業種について、「直前2年の実績高表(様式第2号)」の金額を記入してください。
 なお、実績がない場合は「0」を記入してください。(消費税抜きの金額で記載してください。)
- ② 希望しない業種については、実績の有無にかかわらず空欄としてください。

(3) 「資本金」欄

- ① 法人の場合は、登記事項証明書に記載された金額を記入してください。
- ② 個人の場合は、記入しないでください。

(4) 「自己資本額」欄

- ① 法人の場合は、貸借対照表における純資産合計の金額を記入してください。
- ② 個人の場合は、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定を除いた金額を記入してください。

(5) 「ISO取得状況」欄

国際標準化機構が定めたISO9001及びISO14001の認証取得状況について、「有」又は「無」を記入してください。

(6) 「創業年月日」、「休業等期間」及び「営業年数」欄

「営業経歴書(様式第3号)」の創業年月日、営業の休止・停止等の期間及び営業年数をそれぞれ記入してください。

2 営業所等一覧

「県内営業所一覧表(様式第7号)」に記入した営業所の所在地について、次の表により○印を付けてください。

営業所等一覧の区分		営業所の所在地
県 内	宮古	宮古市 山田町
	県北	久慈市 洋野町 普代村 野田村
	岩泉	岩泉町 田野畑村
	沿岸	釜石市 大槌町
	大船渡	大船渡市 陸前高田市 住田町
	千厩	旧東磐井郡
	一関	一関市(旧東磐井郡を除く) 平泉町
	県南	奥州市 金ヶ崎町
	北上	北上市 西和賀町
	遠野	遠野市
	花巻	花巻市
	盛岡	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町 八幡平市 葛巻町 岩手町
	二戸	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

3 申請業務内容

申請する業務名の右空欄に○印を付けてください。

ただし、申請できる業務は、別表1「有資格技術者一覧表」(P32～P35)において、業務ごとに掲げる資格等を有する技術者が現に在籍し、かつ当該技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有しているものに限ります。

また、業務にあたり技術者の資格を不要とする建築関係建設コンサルタントの調査一般、土木関係建設コンサルタントの交通量解析・電算関係・計算業務・資料等整理・施工管理・調査一般・市場調査の業務については、技術者が当該業務に係る実績を有しているものに限ります。

記載例（様式第1号（その3））

様式第1号（その3）

○ 申請者情報

申請業種	<input type="radio"/>	測量	直前2箇年の年間 平均実績高	測	213,990千円
		建築関係建設コンサルタント		建	千円
	<input type="radio"/>	土木関係建設コンサルタント		土	843,000千円
		地質調査		地	千円
	<input type="radio"/>	補償関係コンサルタント		補	0千円
資本金	15,000千円				
自己資本額	1,234,567千円		ISO取得状況	ISO9001	有
総職員数	73人			ISO14001	無
創業年月日	昭和52年4月1日	休業等期間	3年5か月	営業年数	40年

○ 営業所等一覧

県内	宮古	県北	岩泉	沿岸	大船渡	千厩	一関	県南	北上	遠野	花巻	盛岡	二戸
	<input type="radio"/>										<input type="radio"/>		

○ 申請業務内容

業種	申請業務名	○ 印	業種	申請業務名	○ 印	
測量	地上測量		土木関係建設 コンサルタント	農業土木		
	地図の調整	<input type="radio"/>		森林土木		
	航空測量			都市計画及び地方計画		
建築関係建設 コンサルタント	意匠			港湾及び空港		
	構造			建設環境		
	暖冷房			水産土木		
	衛生			電気・電子		
	電気			交通量解析		
	建築積算			電算関係		
	機械設備積算			計算業務		
	電気設備積算			資料等整理		
	調査一般			施工管理		
土木関係建設 コンサルタント	土質及び基礎			調査一般		
	鋼構造物及びコンクリート			市場調査		
	河川、砂防及び海岸			地質調査		
	電力土木			補償関係 コンサルタント	土地調査	<input type="radio"/>
	道路				土地評価	
	トンネル		物件			
	施工計画、施工設備及び積算	<input type="radio"/>	機械工作物			
	建設機械		営業・特殊補償			
	造園		事業損失			
	鉄道		補償関連			
上水道及び工業用水道		不動産鑑定				
下水道						

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書(様式第1号(その4))

建設関連業務に専ら従事する常勤の役員及び職員について、資格ごとに当該資格を有する延べ人数を記入してください。

ただし、次の事項に留意してください。

- ① 「全技術士数(実人数)」欄には、技術士資格を有する職員の実人数を記入すること
- ② 技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入すること
 【例】
 - ・ 総合技術監理部門（建設—道路）を有する
 → 建設部門（道路）に1人として記入
 - ・ 1人で建設部門（道路）と総合技術監理部門（建設—道路）を有する
 → 建設部門（道路）に1人として記入
- ③ 技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する職員については、技術士資格にのみ1人として記入すること
 【例】
 - ・ 1人で技術士（建設—トンネル）及びRCCM（トンネル）を有する
 → 技術士（建設—トンネル）にのみ1人として記入
- ④ 等級別の資格（士・士補、1級・2級等）については、有している上位の等級にのみ1人として記入すること
- ⑤ 上記①から④までにより記入したうえで、部門別の資格（技術士、RCCM等）を複数有する職員については、有している全ての部門に1人として記入すること
- ⑥ 補償業務管理士については、部門ごとの延べ人数を記入すること
- ⑦ 別表1「有資格技術者一覧表」備考4（P32～P35）の表の左欄に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入すること

記載例（様式第1号（その4））

様式第1号（その4）

○有資格技術者数

	業種区分	資格区分	資格者数	資格区分	資格者数	
資格者の状況	測量関係	測量士	2人	測量士補	人	
	建築関係	一級建築士の合計		人	二級建築士	人
		一級建築士のうち構造設計一級建築士		人	建築積算士	人
		一級建築士のうち設備設計一級建築士		人	インテリアコーディネーター	人
		建築設備士		人	インテリアプランナー	人
					JSCA建築構造士	人
					1級管工事施工管理技士	人
					2級管工事施工管理技士	人
					第一種電気工事士	人
				第二種電気工事士	人	
				1級電気工事施工管理技士	人	
				2級電気工事施工管理技士	人	

土木及び 地質関係	技術士 (総合技術 監理部門を含む)	機械 (流体機器)	人	1級土木施工管理技士	人	
		機械 (機構ダイナミクス・制御)	人	環境計量士	濃度	人
		機械 (加工・生産システム・産業機械)	人		騒音・振動	人
		電気電子 (電力・エネルギーシステム)	人	第一種電気主任技術者		人
		電気電子 (電気応用)	人	第二種電気主任技術者		人
		電気電子 (電子応用)	人	第三種電気主任技術者		人
		電気電子 (情報通信)	人	伝送交換主任技術者		人
		電気電子 (電気設備)	人	線路主任技術者		人
		建設 (土質及び基礎)	人	シビルコン ストラク チャ ル エ ン ジ ニ ヤ (RCCM)	河川、砂防及び海岸・海洋	人
		建設 (鋼構造及びコンクリート)	人		港湾及び空港	人
		建設 (都市及び地方計画)	人		電力土木	人
		建設 (河川、砂防及び海岸・海洋)	人		道路	人
		建設 (港湾及び空港)	人		鉄道	人
		建設 (電力土木)	人		上水道及び工業用水道	人
		建設 (道路)	人		下水道	人
		建設 (鉄道)	人		農業土木	人
		建設 (トンネル)	人		森林土木	人
		建設 (施工計画、施工設備及び積算)	人		造園	人
		建設 (建設環境)	人		都市計画及び地方計画	人
		上下水道 (上水道及び工業用水道)	人		地質	人
		上下水道 (下水道)	人		土質及び基礎	人
		衛生工学 (建築物環境衛生管理)	人		鋼構造及びコンクリート	人
		衛生工学 (水質管理)	人		トンネル	人
		衛生工学 (廃棄物・資源循環)	人		施工計画、施工設備及び積算	人
			人		建設環境	人
			人		機械	人
		農業 (農業農村工学)	人		水産土木	人
		森林 (森林土木)	人		電気電子	人
		水産 (水産土木)	人	1級造園施工管理技士		人
		情報工学	人	農業土木技術管理士		人
		応用理学 (地質)	人	畑地かんがい技士		人
		環境 (環境保全計画)	人	林業技士 (森林土木)		人
		環境 (環境測定)	人	地質調査技士		人
環境 (自然環境保全)	人					
全技術士数 (実人数)	人					
補償関係				不動産鑑定士	人	
				補償業務管理士	人	
				土地改良補償業務管理者	人	

営業に関する登録証明書の写し

「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」に記入した営業に関する登録の証明書で、申請日前3か月以内に発行されたものの写しを提出してください。

なお、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている方は、登録の通知の写しで差し支えありません。

直前2年の実績高表(様式第2号)

(1) 「直前2年の各事業年度の決算に基づく実績高」欄

- ① 業種区分ごとに、決算に基づく実績高から消費税額を除いた金額を記入してください。
- ② 「その他」欄には、決算に基づく実績高に測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント以外のものがある場合に、その実績高を記入してください。
- ③ 「合計」欄には、損益計算書の完成業務売上高から消費税額を除いた金額を記入してください。これにより、表中の業種区分ごとの合計金額と千円単位で一致しなくなっても差し支えありません。

(2) 「直前2箇年間の年間平均実績高」欄

- ① $[(「前々年の事業年度の実績高」 + 「前年の事業年度の実績高」) \div 2]$ により算出した額（千円未満四捨五入）を業種区分ごとに記入してください。
- ② 申請書提出時点において決算金額が確定していない場合は、「前々年の事業年度」を「前々々の事業年度」に、「前年の事業年度」を「前々年の事業年度」にそれぞれ読み替えて記入してください。
- ③ 事業年度の変更等により直前2箇年の各事業年度に含まれる月数の合計が24か月に満たない場合は、次の例により記入してください。

【例】

・直前の事業年度	a 令和 5年4月1日～令和 5年8月31日	5か月	} の場合
・前々年の事業年度	b 令和 4年4月1日～令和 5年3月31日	12か月	
・前々々年の事業年度	c 令和 3年4月1日～令和 4年3月31日	12か月	

「a + b」で24ヶ月に不足する7ヶ月分の実績dを「 $c \times 7 / 12$ 」により算出し、余白に記入する。

年間平均実績高については $[(a + b + d) \div 2]$ により算出する。

- ④ 「合計」欄には、表中の業種区分ごとの年間平均実績高の計を記入してください。

記載例（様式第2号）

様式第2号

直前2年の実績高表

業種区分	直前2年の各事業年度の決算に基づく実績高	
	前々年の事業年度	前年の事業年度
	令和 3年4月から 令和 4年3月まで	令和 4年4月から 令和 5年3月まで
測量	215,820 千円	212,160 千円
建築関係建設コンサルタント	千円	千円
土木関係建設コンサルタント	856,341 千円	829,659 千円
地質調査	千円	千円
補償関係コンサルタント	0 千円	0 千円
その他	47,210 千円	78,530 千円
合計	1,119,371 千円	1,120,349 千円

業種区分	直前2箇年間の年間平均実績高							
測量		2	1	3	9	9	0	千円
建築関係建設コンサルタント								千円
土木関係建設コンサルタント		8	4	3	0	0	0	千円
地質調査								千円
補償関係コンサルタント							0	千円
その他			6	2	8	7	0	千円
合計	1	1	1	9	8	6	0	千円

計算書類

- 申請書を提出する日の属する年の前年及び前々年に決算日の到来した各事業年度のものを提出してください。
ただし、「直前2年の実績高表（様式第2号）」において、前々年より以前の事業年度を含めて実績高を計算している場合には、その事業年度分についても併せて提出してください。
- 消費税の処理方法（税込、税抜の別）を明記してください。
- 個人の場合は、売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）を提出してください。

営業経歴書(様式第3号)

- (1) 「創業」欄
創業年月日と建設関連業務の営業を開始した年月日が異なる場合は、**建設関連業務の営業を開始した年月日を記入**してください。
- (2) 「営業の休止・停止等の期間」欄
営業を休止、停止等した年月日と、その合計年月を記入してください。
- (3) 「備考」欄
創業以来の主な営業の経歴（商号又は名称の変更、組織の変更、合併・分割、賞罰等）を記入してください。
- (4) 「資格審査申請基準日の前日」欄
令和5年12月31日と記入してください。
- (5) 「営業年数 満 年」欄
創業の日から資格審査申請基準日の前日までの年月数から、営業の休止・停止等の年月数の合計を除いた年数（年未満切捨て）を記入してください。

記載例（様式第3号）

様式第3号

営業経歴書

商号又は名称 **株式会社 榊宮古コンサルタント**

創業	昭和 52年 4月 1日
営業の休止・停止等の期間	昭和 60年 1月 1日から
	昭和 63年 5月 31日まで
	合計 3年 5か月
現組織への変更	平成 9年 7月 1日
備 考	
昭和52年4月1日 田老設計営業開始 昭和60年1月1日から 休業 昭和63年5月31日まで 平成9年7月1日 法人化し榊宮古コンサルタント設立 現在に至る。	
資格審査申請基準日の前日	令和 4年 12月 31日
(創業以来基準日の前日までの期間) — (営業の休止・停止等の期間)	営業年数 満 42 年

登記事項証明書(個人の場合は身分証明書)

- (1) **申請日前3ヶ月以内に発行された正本又は写しを提出してください。**
- (2) 個人の場合の身分証明書は、市町村長発行のものを提出してください

納税証明書

次に掲げる「納税証明書」を提出してください。

(1) 【必須】

国税に係る証明書（申請日前3ヶ月以内に発行された正本又は写しであること。）

法人の場合：その3の3（法人税と消費税及地方消費税）

個人の場合：その3の2（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）

※新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、
「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の原本（写し可）

(2) 【宮古市に納税義務のある者は必ず提出】

市税に係る証明書（令和6年1月22日以降に発行されたものであること。）

法人市民税

固定資産税（令和4年度・5年度分）

※新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、
「納税の猶予許可通知書」の写し

(3) 新規設立で納期未到達等の理由により証明を得ることができない場合には、事業開始等申告書の写しを提出してください。

技術者経歴書(様式第4号)

(1) 建設関連業務に専ら従事する常勤の役員及び職員のうち、全ての技術職員について記入してください。

(2) 様式第1号（その3）において申請業務として申請する**業務**ごと（業種ではありません。別表1「有資格技術者一覧表」（P32～P35）を参照のこと。）に作成してください。また、「氏名」欄の記載については、本店及び営業所ごとにまとめて記載し、氏名の直前に、括弧書きで本店又は営業所名を記載してください。

(3) 「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校の**別**を記載してください。

(4) 「法令による免許等」欄には、業務に関し法律等による免許等を受けた資格を記載してください。また、部門別の資格（技術士等）を保有している場合には、その部門名まで記入してください。

(5) 「業務経歴」欄には、最近のものから記載し、様式第1号（その3）において申請業務として申請する業務に係る、従事した業務名を記載してください。

次の業務についても**様式第4号は作成が必要**です。

※ 建築関係建設コンサルタント：調査一般

土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査

記載例（様式第4号）

様式第4号

技術者経歴書

（申請業務名） 土木関係建設コンサルタント（道路）

氏名	最終学歴		法令による免許等		業務経歴	経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名称	取得年月日		
（本店）宮古三郎	大学	土木工学科	技術士（建設一道路）	平成 8 年 3 月 4 日	〇〇市中央道路予備設計業務	3 年 9 月
（本店）北上二郎	大学	開発工学科	技術士（建設一道路）	平成 3 年 3 月 11 日	〇〇道路整備効果検討業務	23 年 9 月
（宮古）花巻三郎	高等学校	土木科	RCCM（道路）	平成 12 年 3 月 14 日	〇〇道路調査設計	36 年 9 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第5号）

- (1) 本様式は、「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その3）」）において申請する業務につき（業種ではありません。）、技術者1名について作成してください。（申請する業務に係る技術者が複数名ある場合においても、1名について作成してください。）

また、次に掲げる業務については、作成は不要です。

※ 建築関係建設コンサルタント：調査一般

土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

- (2) 「申請業務名」欄
「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その3）」）において申請した業務名を記入してください。
- (3) 「技術者名」欄
業務ごと（業種ではありません。）の技術者の氏名を記入してください。
- (4) 「申請業務に係る保有資格等名」欄
「技術者名」欄に記入した技術者が有する資格のうち、別表1「有資格技術者一覧表」（P31～P34）において、申請業務の右欄に掲げる資格等名を記入してください。
- (5) 「従事業務名」、「従事期間」欄
「技術者名」欄に記入した技術者が、申請業務について、過去10年間に従事した設計を主とする業務経歴を記入してください。
- (6) この様式において、「申請業務に係る保有資格等名」欄に実務経験〇年以上と記入した場合は、岩手県知事名で発行の「2022・2023年度建設関連業務指名競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付してください。

記載例（様式第5号）

様式第5号

申請業務に係る技術者業務経歴書

（申請業務名） 道路 （技術者名） 北上 二郎 （申請業務に係る保有資格等名） 技術士（道路）

従事業務名	従事期間
〇〇都市計画道路資料作成業務	平成19年6月11日～平成20年3月10日
〇〇自動車道道路計画検討業務	平成21年9月25日～平成22年3月16日
〇〇市中央道路予備設計業務	平成22年7月12日～平成23年3月25日
〇〇都市計画道路詳細設計業務	平成22年7月12日～平成23年3月25日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

申請業務に係る業務実績書(様式第6号)

- この様式は、「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その3））」において申請した業務ごと（業種ごとではありません。）に作成してください。
- 記入する業務実績は、過去10年間に発注者から直接請け負った業務のうち、主な完成業務です（再委託された業務及び工事請負契約による完成工事等は記入しないでください。）。
- 「請負代金の額」欄
消費税込みの金額を記入してください。

次の業務についても**様式第6号は作成が必要**です。

- ※ 建築関係建設コンサルタント：調査一般
- 土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査

記載例（様式第6号）

様式第6号

申請業務に係る業務実績書

（申請業務名） 道路

（商号又は名称） (株) 宮古コンサルタント

発注者	実施業務名	業務の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額	業務履行期間
国土交通省 〇〇地方整備局	〇〇 国道9 9 9号取付道路詳細 設計	道路詳細設計3箇 所 L=.065km	〇〇県	千円 69,300	平成19年7月～ 平成20年3月
〇〇県	県道9 9号〇〇 バイパス予備設計	予備修正設計 L=5.0km	〇〇県	千円 44,520	平成21年9月～ 平成22年3月

県内営業所一覧表(様式第7号)

- (1) 岩手県内に、**技術者が1名以上常駐し、1年以上の営業実績がある営業所(本店を除く。)**を有する場合に、作成してください。
- (2) 「常駐技術者」欄
- ①技術者数欄は、記入した営業所に常駐する技術者の人数を記入してください。
 - ②氏名欄は、記入した営業所に常駐する技術者すべての氏名を記入してください。
 - ③現住所欄は、氏名欄に記入した常駐技術者の現住所を記入してください。
 - ④通勤方法欄は、氏名欄に記入した常駐技術者について、現住所地から営業所までの主たる通勤方法を記入してください。

記載例(様式第7号)

様式第7号

県内営業所一覧表

商号又は名称 **株宮古コンサルタント**

県内営業所								
名称	所在地	郵便番号	電話番号	FAX番号	常駐技術者			
					技術者数(人)	氏名	現住所	通勤方法
盛岡営業所	盛岡市〇〇町 字〇〇99-9	020-0000	019-6×× -×××	019-6××- ××××	3人	盛岡 二郎	盛岡市〇〇町〇 丁目〇-〇〇	バス
宮古営業所	宮古市〇〇町 字〇〇77-7	027-0000	0193-63- ××××	0193-63-× ×××	2人	新里 三朗	宮古市〇〇町〇 丁目〇-〇〇	自家用車

法人・個人の事業開始等申告書の写し

- (1) 「県内営業所一覧表(様式第7号)」に記入した営業所について、各都道府県又は各市町村に提出した事業開始等申告書の写しを提出してください。
- (2) 事業開始等申告書が提出できない場合には、法人事業税又は法人市町村民税の納税証明書等、営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類を提出してください。
- (3) 登記されている営業所については、提出する必要はありません。

県内技術者一覧表(様式第8号(その1)・様式第8号(その2)・様式第8号(その3))

- (1) 岩手県外に本店を有する方で、岩手県内に営業所を有しない方は、作成は不要です。
- (2) 「技術者経歴書(様式第4号)」に記入した職員のうち、岩手県内の本店及び営業所に勤務している技術者(実務経験者を含む。以下同じ)について、記入してください。
- (3) 各技術者について、該当する資格欄に○印を記入してください。
- (4) 記入にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ① 技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入すること(様式第8号)
【例】 ・ 総合技術監理部門(建設一道路)を有する
→ 建設部門(道路)に○印を記入
・ 1人で建設部門(道路)と総合技術監理部門(建設一道路)を有する
→ 建設部門(道路)に○印を記入
 - ② 技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する職員については、技術士資格のみに○印を記入すること(様式第8号)
【例】 ・ 1人で技術士(建設トンネル)及びRCCM(トンネル)を有する
→ 技術士(建設トンネル)に○印を記入
 - ③ 等級別の資格(士・士補、1級・2級等)については、有している上位の等級にのみ○印を記入すること(様式第8号・様式第8号(その3))
 - ④ 上記①から③により記入したうえで、部門別の資格(技術士、RCCM等)を複数有す職員については、有している全ての部門に○印を記入すること(様式第8号・様式第8号(その3))
 - ⑤ 別表1「有資格技術者一覧表」(P32～P35)の表の左欄に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入すること(様式第8号)
 - ⑥ 土木関係建設コンサルタントにおける 大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の職員及び高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の職員については、次により記入すること(様式第8号(その2))
 - ・ 1人の技術者につき、1つの業務に限り記入できること
 - ・ 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の1つの業務について記入できること
- (5) 技術者の記入が複数枚にわたる場合は、頁ごとに小計を記入し、最後の頁に合計を記入してください。
- (6) 岩手県内に本店を有し、県外に営業所を有しない方については、「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書(様式第1号(その3))」に記入した技術者数と本様式の技術者数を一致させてください。

記載例（様式第8号（その1））

様式第8号（その1）

県内技術者一覧表

商号又は名称 (株)宮古コンサルタント

氏名	1	2	3	4	5	6	7	小計	合計
	盛岡二郎	北上二郎	宮古三郎	二戸花子	新里三朗	花巻三郎	奥州三太		
本店または 配置営業所	盛岡営業所	盛岡営業所	盛岡営業所	県北営業所	宮古営業所	宮古営業所	県南営業所		
資格等名									
測量士	○				○			2	2
一級建築士							○	1	1
建築設備士									
技術士（総合技術監理部門を含む。）	機械（流体機器）								
	機械（機構ダイナミクス・制御）								
	機械（加工・生産システム・産業機械）								
	電気（電力・エネルギーシステム）								
	電気（電気応用）								
	電気（電子応用）								
	電気（情報通信）								
	・ ・ ・								
RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋		○					1	1
	港湾及び空港								
	電力土木								
	道路					○		1	1
	鉄道								
	上水道及び工業用水道								
	下水道								
	・ ・ ・								

記載例（様式第8号（その2））

様式第8号（その2）

		1	2	3	4	5	6	7			小計	合計
氏名		盛岡 二郎	北上 二郎	宮古 三郎	二戸 花子	新里 三朗	花巻 三郎	奥州 三太				
本店または 配置営業所		盛岡営業所	盛岡営業所	盛岡営業所	県北営業所	宮古営業所	宮古営業所	県南営業所				
資格等名												
大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 年以上の技術者	機械（流体機器）											
	機械（機構ダイナミクス・制御）											
	機械（加工・生産システム・産業機械）											
	電気（電力・エネルギーシステム）											
	電気（電気応用）											
	電気（電子応用）											
	電気（情報通信）											
	電気（電気設備）											
	建設（土質及び基礎）	○									1	1
	建設（鋼構造及びコンクリート）				○						1	1
	・ ・ ・											
高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験 年以上の技術者	機械（流体機器）											
	機械（機構ダイナミクス・制御）											
	機械（加工・生産システム・産業機械）											
	電気（電力・エネルギーシステム）											
	電気（電気応用）											
	電気（電子応用）											
	電気（情報通信）											
	電気（電気設備）											
	建設（土質及び基礎）											
	建設（鋼構造及びコンクリート）											
	・ ・ ・											

記載例（様式第8号（その3））

様式第8号（その3）

氏名	1	2	3	4	5	6	7			小計	合計
	盛岡 二郎	北上 二郎	宮古 三郎	二戸 花子	新里 三朗	花巻 三郎	奥州 三太				
本店または 配置営業所	盛岡営業所	盛岡営業所	盛岡営業所	県北営業所	宮古営業所	宮古営業所	県南営業所				
資格等名											
測量士補			○			○				2	2
二級建築士											
建築積算士							○			1	1
インテリアコーディネーター											
インテリアプランナー											
JSCA建築構造士											
1級管工事施工管理技士											
2級管工事施工管理技士											
第一種電気工事士											
第二種電気工事士											
1級電気工事施工管理技士											
2級電気工事施工管理技士							○			1	1
1級土木施工管理技士	○		○							2	2
環境計量士（濃度）											
環境計量士（騒音・振動）											
第一種電気主任技術者											
第二種電気主任技術者											
第三種電気主任技術者											
伝送交換主任技術者											
線路主任技術者											
1級造園施工管理技士		○								1	1
.											
.											
.											

ISO認証取得証明書の写し

- (1) 国際標準化機構が定めたISO9001 又はISO14001 を認証取得している方は、令和6年1月1日現在において、登録済かつ有効な登録証などの認証取得証明書の写しを提出してください
(審査登録機関に登録を申請中の段階で、認証取得証明書の写しを提出できない場合は、認めていません。)
- (2) 英文のみの証明書の写しを提出する場合には、その日本語訳も併せて添付してください。

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第9号)

内容を確認のうえ、提出してください。

暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者は、資格審査を受けることができません。

記載例（様式第 9 号）

様式第 9 号

令和 6 年 2 月 2 6 日

宮古市長 あて

住 所 宮古市宮町 1 丁目 1 番 30 号
商号又は名称 宮古コンサルタント(株)
代表者職氏名 宮古 五郎

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、競争入札参加資格審査及び小規模修繕事業者の登録に係る審査にあたり、別記の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、宮古市暴力団排除条例（平成 28 年 9 月 7 日条例第 36 号）第 2 条に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、宮古市から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、追加資料等を宮古警察署等に提供することに同意します。
- 4 宮古警察署等からの通知又は宮古市からの照会に対する宮古警察署等からの回答により、私が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であることが確認された場合は、各資格等規程の定めるところに従い、競争入札参加資格（小規模修繕事業者を含む。以下同じ。）の不認定及び競争入札参加資格の取消しを受けるとともに、その他の排除措置に従います。
- 5 私は、競争入札参加資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、宮古市が住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を宮古市公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

別記

- 1 「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。
- 2 「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいいます。
- 3 「これらの者と密接な関係を有する者」とは、暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。
 - (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
 - (2) 暴力団員を雇用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
 - (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
 - (7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者
- 4 「宮古警察署等」とは、宮古警察署及び岩手県警察本部をいいます。
- 5 「各資格等規程」とは、次に掲げる規程等をいいます。
 - (1) 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 17 年宮古市告示第 15 号）
 - (2) 市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 20 年宮古市告示第 110 号）
 - (3) 宮古市物品購入等指名競争入札参加者の資格、指名等に関する規程（平成 17 年宮古市告示第 20 号）
 - (4) 宮古市小規模修繕契約希望者登録要領（平成 18 年 1 月 12 日市長決裁）

資本関係・人的関係調書(様式第10号)

記載要領

- 1 この様式は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、すべての申請者が提出してください。
- 2 資本関係・人的関係とは、次の(1)、(2)をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合は、資本関係「有」となります。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が再生手続（民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続をいう。以下同じ。）が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除きます。

- ① 子会社等と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合は、人的関係「有」となります。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

親会社等、子会社等の定義

（会社法抜粋）

第2条第3号の2（子会社等）

- イ 子会社（会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

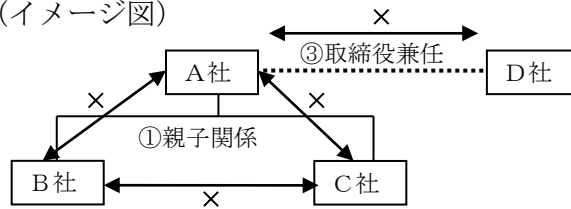
第2条第4号の2（親会社等）

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人である者を除く。）として法務省令で定めるもの

役員等の定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

(イメージ図)



②親会社等と同じ子会社等同士

- 資本関係のつながりあり
- 役員等の兼任あり
- ↔ 同一入札への参加が制限される関係

制限基準

- ①親会社等と子会社等の関係
- ②親会社等と同じくする子会社等同士
- ③役員等の兼任等
- ④その他（組合とその構成員 など）

※①、②について、子会社等又は子会社の等の一方が再生手続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

※③について、会社等の一方が更生会社又は再生手続中の会社または更生会社である場合は除く。

記載例（様式第10号）

様式第10号

資本関係・人的関係調書

令和 6年 2月 26日

宮古市長あて

住 所 東京都北区●●3-5-1
商号又は名称 ○○コンサルタント(株)
代表者職氏名 代表取締役 ▲▲ ▲

このことについて、宮古市に対して競争入札参加資格の申請を行っている（競争入札参加資格を有している）他の会社は、下記のとおりです。

1 資本関係に関する事項 該当の有無 ^記有 ・ 無 （どちらかに○）

(1) 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの）

(その1)

本店電話番号	03-0000-5555	
商号又は名称	○○ホールディングス(株)	
本店住所	東京都新宿区○○1-1-1	

(その2)

本店電話番号	
商号又は名称	
本店住所	

(2) 子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの）

商号又は名称	△△コンサルタント(株)

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 （どちらかに○）

役 職	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
代表取締役	▲▲ ▲	△△コンサルタント(株)	代表取締役

留意点

・資本関係や人的関係がある会社を有していても、その会社が宮古市に対して入札参加資格申請していなければ、この様式に記載する必要はありません。

・次の例に該当する場合も、この様式に記載する必要はありません。

(例) 申請者 … 建設関連業務に登録希望

資本・人的関係のある他会社 … 建設工事、物品購入等または小規模修繕に登録希望

業種	業務	資格等
測量	地上測量	測量士
	地図の調整	測量士
	航空測量	測量士
建築関係建設コンサルタント	意匠	一級建築士、二級建築士、インテリアコーディネーター又はインテリアプランナーのいずれか
	構造	一級建築士、二級建築士、又はJSCA建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門(空気調和)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学—空気調和)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門(建築環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学—建築環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子—電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)、電気工事士(第一種又は第二種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	建築積算	一級建築士、二級建築士又は建築積算士のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械—加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
電気設備積算	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子—電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)、電気工事士(第一種又は第二種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか	
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(建設—土質及び基礎)、RCCM(土質及び基礎)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	鋼構造及びコンクリート	技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門(建設—鋼構造及びコンクリート)、RCCM(鋼構造及びコンクリート)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	河川、砂防及び海岸	技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士・総合技術監理部門(建設—河川、砂防及び海岸・海洋)、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか

業種	業務	資格等
土木関係建設コンサルタント	電力土木	技術士・建設部門(電力土木)、技術士・総合技術監理部門(建設-電力土木)、RCCM(電力土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門(建設-道路)、RCCM(道路)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門(トンネル)、技術士・総合技術監理部門(建設-トンネル)、RCCM(トンネル)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	施工計画、施工設備及び積算	技術士・建設部門(施工計画、施工設備及び積算)、技術士・総合技術監理部門(建設-施工計画、施工設備及び積算)、RCCM(施工計画、施工設備及び積算)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設機械	技術士・機械部門(交通・物流機械及び建設機械)、技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械-交通・物流機械及び建設機械)、技術士・総合技術監理部門(機械-加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、RCCM(機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	造園	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地域計画又は造園)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は1級造園施工管理技士のいずれか
	鉄道	技術士・建設部門(鉄道)、技術士・総合技術監理部門(建設-鉄道)、RCCM(鉄道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	上水道及び工業用水道	技術士・上下水道部門(上水道及び工業用水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道-上水道及び工業用水道)、RCCM(上水道及び工業用水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道-下水道)、RCCM(下水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門(農業土木)、技術士・総合技術監理部門(農業-農業土木)、RCCM(農業土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門(森林土木)、技術士・総合技術監理部門(森林-森林土木)、RCCM(森林土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は林業技士のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか

業種	業務	資格等
土木関係建設コンサルタント	港湾及び空港	技術士・建設部門(港湾及び空港)、技術士・総合技術監理部門(建設一港湾及び空港)、RCCM(港湾及び空港)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門(建設環境)、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門(建設一建設環境)、技術士・総合技術管理部門(衛生工学部門の選択科目)、技術士・総合技術管理部門(環境部門の選択科目)、RCCM(建設環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	水産土木	技術士・水産部門(水産土木)、技術士・総合技術監理部門(水産一水産土木)、RCCM(水産土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門(電気電子の選択科目)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
地質調査	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・応用理学部門(地質)、技術士・総合技術監理部門(建設一土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(応用理学一地質)、RCCM(土質及び基礎)、RCCM(地質)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか	
補償関係コンサルタント	土地調査	補償業務管理士(土地調査)、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士(土地評価)、不動産鑑定士又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士(物件)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士(機械工作物)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	営業・特殊補償	補償業務管理士(営業補償・特殊補償)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士(事業損失)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	補償関連	補償業務管理士(補償関連)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

(備考)

- 1 技術士の括弧内は、二次試験における選択科目です。
- 2 RCCM及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。
- 3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者(実務経験者)については、次により申告できます。
 - (1) 1人の技術者につき、1つの業務に限り申告することができます。
 - (2) 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。
 - (3) 実務経験の期間は当該事業に限る従事期間となりますので、申請においてはご注意ください。

4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

技術士・機械部門（流体機械）	技術士・機械部門（流体工学）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
技術士・機械部門（機械設備）	技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）	技術士・衛生工学部門（空気調和）
技術士・衛生工学部門（建築環境施設）	技術士・衛生工学部門（建築環境）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
RCCM（河川、砂防及び海岸）	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
RCCM（建設機械）	RCCM（機械）
RCCM（電気・電子）	RCCM（電気電子）

別表2

資格確認書類一覧表

資格名	資格を確認するための書類	注意事項
測量士	次のいずれか	※試験合格証書は不可
測量士補	○国土地理院長発行の登録通知書 ○名簿記載事項証明書 ○登録証明書	
一級建築士	○国土交通大臣発行の免許証	
構造設計一級建築士		
設備設計一級建築士		
二級建築士	○都道府県知事発行の免許証	
建築設備士	○(一社)建築設備技術者協会会長発行の登録証	※平成15年6月から有効期限は無期限となったため、有効期限の記載のある登録証はすべて無期限と読み替える ※試験合格証書は不可
建築積算士	次のいずれか ○(公社)日本建築積算協会会長発行の登録証 ○(公社)日本建築積算協会会長発行の更新の登録証	有効期限 3年間 有効期限 3年間
インテリアコーディネーター	○(公社)インテリア産業協会会長発行の証書	有効期限 5年間
インテリアプランナー	○(公財)建築技術教育普及センター理事長発行の登録証	有効期限 5年間
JSCA建築構造士	○(一社)日本建築構造技術者協会発行の登録証	有効期限 5年間 ※登録年月日から5年を経過していなければ認定証でも可
1級・2級 管工事施工管理技士	○国土交通大臣発行の合格証明書	
第一種・第二種 電気工事士	○都道府県知事発行の免状	
1級・2級 電気工事施工管理技士	○国土交通大臣発行の合格証明書	
技術士(総合技術監理部門を含む)	次のいずれか ○(公社)日本技術士会会長発行の登録証又は登録等証明書(選択科目が確認できるものに限る)	
1級土木施工管理技士	○国土交通大臣発行の合格証明書	
環境計量士	○経済産業大臣発行の登録証	※濃度又は騒音・振動の区分の記載がない登録証の場合は、濃度及び騒音・振動それぞれに人数を記載すること
第一種・第二種・第三種 電気主任技術者	○経済産業大臣発行の免状	
伝送交換主任技術者	○総務大臣発行の資格者証	
線路主任技術者	○総務大臣発行の資格者証	

資格名	資格を確認するための書類	注意事項
シビルコンサルティング マネージャ (RCCM)	次のいずれか ○(一社)建設コンサルタンツ協会 会長発行の登録証 ○(一社)建設コンサルタンツ協会 会長発行のRCCM登録等証明書	有効期限 4年間
1級造園施工管理技士	○国土交通大臣発行の合格証明書	
農業土木技術管理士	○(公社)土地改良測量設計技術協 会会長発行の登録証書	有効期限 5年間 ※有効期間がない登録証書の場 合は、登録年月日から5年を 経過していなければ可
畑地かんがい技士	○(一社)畑地農業振興会会長発行 の登録証	有効期限 5年間
林業技士	次のいずれか ○(一社)日本森林技術協会理事長 発行の登録証 ○日本林業技士会発行の在籍証明 書	平成19年度より5年更新(注)
地質調査技士	○(一社)全国地質調査業協会連合 会発行の登録証	有効期限 5年間
不動産鑑定士	○国土交通大臣発行の登録通知	
補償業務管理士	○(一社)日本補償コンサルタント 協会会長発行の登録証	有効期限 5年間 ※資格証書は交付年月日から5 年を経過していなければ可 ※合格証書は不可
土地改良補償業務管理者	○(公社)土地改良測量設計技術協 会会長発行の登録証書	有効期限 資格登録後5年目の 3月31日まで

※次の書類が提出され、資格を確認できる技術者については、上記の書類を省略できる。

ただし、県外または県内に本店を有する方で宮古市内に営業所等を有する方は、当該営業所等に在籍する技術者すべての資格者証等の写しも提出すること。

①測量法第55条の8の規定による書類のうち

「添付書類(ホ)(法第55条の3第4号)使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」の写し

②建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち

「ニ使用人数」、「ホ技術管理者」、「へ技術士等一覧表」の写し

③地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち

「ニ使用人数」、

「ホ技術管理者、現場管理者」、

「へ(1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表、」、

「へ(2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」の写し

④補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち

「ニ使用人数」の写し

注 平成19年3月31日以前に認定登録された林業技士についても、平成19年度から有効期間を5年間として登録を更新しなければならない。

（建設関連業務）競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックリスト

申請者名 _____

- 提出書類を準備した後は、必ずこのチェックリストにより提出書類を確認してください。
- A4ファイルに、必ずこの順番に綴じて提出してください。
- ただし、本チェックリストは、A4ファイルに綴じないで提出してください。

	提出区分	チェック欄 「レ点を記入」	
		申請者	発注者
■ 0 フラットファイルA4（色指定なし） 表紙、背表紙に商号又は名称が記入されているか。	○		
■ 1 建設関連業務競争入札参加資格者審査申請書（様式第1号）	○		
代表者の氏名等、必要事項は正しく記入されているか。	○		
申請事務担当者の必要事項は記入されているか。	○		
◆ 委任する場合			
委任先の必要事項は記入されているか。	△		
委任先が1年以上の営業実績を有することの証明書類は添付されているか。 <i>（委任先が県内の場合のみ提出）</i>	△		
■ 2 年間委任状（継続的に権限を委任する場合のみ） 市指定様式（様式第1号（その2））により作成したか。	△		
代表者の氏名等、必要事項は正しく記入されているか。	△		—
代表印は 実印 で押印されているか。	△		—
受任者の氏名等、必要事項は正しく記入されているか。	△		—
■ 3 印鑑証明書（写し可） 申請日前3ヶ月以内に発行されたものか。	○		
■ 4 使用印鑑届	△		
代表者の氏名等、必要事項は正しく記入されているか。	△		—
代表印は 実印 で押印されているか。	△		—
使用印 は押印されているか。	△		—
■ 5 様式第1号（その3）	○		
希望する申請 業種 及び申請 業務 内容に○がついているか。	○		—
直前2箇年の年間平均実績高は消費税抜きで記入してあるか。	○		
■ 6 様式第1号（その4）	○		
手引き：別表1「有資格技術者一覧表」（P32～P35）に掲げる資格を有する職員について、記入されているか。	○		—
■ 7 営業に関する登録証明書の写し	○		
測量業者登録 建築士事務所登録 不動産鑑定業者登録 建設コンサルタント登録 地質調査業者登録 補償コンサルタント登録	△		
申請日前3ヶ月以内に発行されたものか。	△		
登録通知の写し可。	△		
■ 8 直前2年の実績高表（様式第2号） 計算数値は、審査申請書（様式第1号（その3））に記入した「直前2箇年の年間平均実績高」と一致しているか。	○		

	提出区分			チェック欄 「レ点を記入」	
	○必須 △該当する場合に提出	R 4	R 5	申請者	発注者
■ 9 計算書類					
令和4年及び令和5年に決算日の到来した各事業年度	○	○			
◆法人の場合	△	△			
貸借対照表	△	△			
損益計算書	△	△			
株主資本等変動計算書	△	△			
個別注記表	△	△			
◆個人の場合	△	△			
収支計算に関する書類	△	△			
■ 10 業種ごとの提出書類					
業種ごとの実績高及び技術者の資格を確認できる書類が添付してあるか。	○	○			
(1) 測量法による登録 測量法第55条の8の規定による書類のうち、次の書類の写し	△	△			
① 「測量法第55条の8の規定に基づく書類」	—	△			
② 「損益計算書」 (直前2年分)	△	△			
③ 「添付書類(ホ) 使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」(直前1年分)	—	△			
(2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に定める登録 建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し	△	△			
① 「イ 建設コンサルタント現況報告書」	—	△			
② 「ハ 直前1年の営業収入金額」(直前2年分)	△	△			
③ 「ニ 使用人数」(直前1年分)	—	△			
④ 「ホ 技術管理者」(直前1年分)	—	△			
⑤ 「へ 技術士等一覧表」(直前1年分)	—	△			
⑥ 「ト 財務事項一覧表」(直前1年分)	—	△			
(3) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に定める登録 地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し	△	△			
① 「イ 地質調査業者現況報告書」	—	△			
② 「ハ 直前1年の営業収入金額」(直前2年分)	△	△			
③ 「ニ 使用人数」(直前1年分)	—	△			
④ 「ホ 技術管理者、現場管理者」(直前1年分)	—	△			
⑤ 「へ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」(直前1年分)	—	△			
⑥ 「へ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」(直前1年分)	—	△			
⑦ 「ト 財務事項一覧表」(直前1年分)	—	△			
(4) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に定める登録 補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し	△	△			
① 「イ 補償コンサルタント現況報告書」	—	△			
② 「ハ 直前1年の営業収入金額」(直前2年分)	△	△			
③ 「ニ 使用人数」(直前1年分)	—	△			
④ 「ホ 財務事項一覧表」(直前1年分)の写し	—	△			

	提出区分	チェック欄 「レ点を記入」	
	○必須 △該当する場合に提出	申請者	発注者
■ 1.1 技術者の資格を確認できる書類 手引き：別表2「資格確認書類一覧表」のとおり、資格者証又は免状等が添付してあるか。	○		
■ 1.2 営業経歴書（様式第3号） 必要事項は記入されているか。	○		
■ 1.3 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）	○		
申請日前3ヶ月以内に発行されたものか。（写し可）	○		
個人の場合の身分証明書は、市町村長が発行したものか。	○		
■ 1.4 納税証明書	○		
（国税）法人の場合：その3の3又は 個人の場合：その3の2は納税されているか。	○		
申請日前3ヶ月以内に発行されたものか。	○		
※新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の原本（写し可）	△		
（地方税）宮古市法人市民税及び固定資産税（令和3年度・令和4年度分）は納税されているか。	△		
令和6年1月22日以降に発行されたものか。	△		
※新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し	△		
■ 1.5 技術者経歴書（様式第4号）	○		
申請業務ごとに作成され、申請業務名は記入されているか。	○		
氏名（技術者）、法令による免許等の名称、業務経歴は申請業務に適合したものか。	○		
（建築関係建設コンサルタント）調査一般、（土木関係建設コンサルタント）交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査についても作成しているか。	△		
■ 1.6 申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第5号）	○		
申請業務ごとに作成され、申請業務名は記入されているか。	○		
技術者は手引き：別表1「有資格技術者一覧表」に示す申請業務に係る資格保有者であり、資格は申請業務に適合したものか。	○		
従事業務名は、申請業務に適合したものか。	○		
（実務経験で申請の場合）岩手県知事発行の「2022・2023年度建設関連業務指名競争入札参加資格審査結果通知書」の写しが添付されているか。	△		
■ 1.7 申請業務に係る業務実績書（様式第6号）	○		
申請業務ごとに作成され、申請業務名は記入されているか。	○		
実施業務名及び業務の規模等は、申請業務に適合したものか。	○		
（建築関係建設コンサルタント）調査一般、（土木関係建設コンサルタント）交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査についても作成したか。	△		
■ 1.8 県内営業所一覧表（様式第7号）	△		
技術者が1名以上常駐し、1年以上の営業実績がある営業所等であるか。	△		—
事業開始等申告書の写しは添付してあるか。	△		
（事業開始等申告書が提出できない場合）法人事業税又は法人市町村税の納税証明書等、営業所の存在が確認できる公的機関が発行した書類は添付してあるか。	△		
■ 1.9 県内技術者一覧表（様式第8号（その1）、（その2）、（その3）） 必要事項は記入されているか。	△		

	提出区分	チェック欄 「レ点を記入」	
		申請者	発注者
	○必須 △該当する場合に提出		
■ 20 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない ことの誓約書（様式第9号）	○		
代表者の氏名等、必要事項は正しく記入されているか。	○		
■ 21 資本関係・人的関係調書（様式第10号）	○		
代表者の氏名等、必要事項は正しく記入されているか。	○		
記載要領に基づき、必要事項を記入してあるか。	○		—
■ 22 ISO認証取得証明書	△		
■ 24 あて先を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒（ファイルに綴じない） ※申請書類の受領証を送付希望の場合は、受領証返送用封筒としてもう一通 （計2通）を提出	○		